

日本脳炎予防接種の特例措置について

旧日本脳炎ワクチンを接種して、重い副反応が現れたケースをきっかけに、平成 17～21 年度まで日本脳炎予防接種を控えていました。

その間に、日本脳炎予防に必要な回数を接種していない年齢に対して日本脳炎予防接種を完了できるよう「特例措置」が設けられました。

なお、接種する日本脳炎ワクチンは、新しく開発されたワクチンで、平成 23 年から使用しています。

対象者

次の 1.と 2.の生まれの方は、日本脳炎第 1 期(接種回数 3 回)と第 2 期(接種回数 1 回)の計 4 回接種するうち、受けていない分を定期接種で受けていただけます

1. 平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれで、接種日年齢が 20 歳未満の方
2. 平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれで、接種日年齢が 9 歳以上 13 歳未満の方

* 接種方法は、日本脳炎予防接種の接種歴によって、接種方法が異なります。担当課へご相談ください。